

令和7年 第11回

高砂市農業委員会議事録

○開催日程

日 時 令和7年11月26日(金) 10時00分
場 所 南庁舎2階 会議室3

○提出議題 (23件)

- 高農議第24号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議のこと(2)
- 高農議第25号 非農地証明願出のこと(3)
- 報告第33号 農地法第3条の3第1項の規定による届出のこと(2)
- 報告第34号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理報告のこと(2)
- 報告第35号 農地法第5条許可の取消について(1)

○出席委員 (12名)

1番	大濱 正則	2番	北野 保夫
3番	本庄 捨伸	4番	北野 益生
7番	北原 知子	8番	駒井 隆彦
9番	長谷川 巧	10番	松本 慶一
11番	松本 眞実子	12番	芦谷 博務
13番	杉田 住夫	14番	宮下 多恵子

○欠席委員 (1名)

5番	前橋 瑞紀
----	-------

○出席事務局職員 (3名)

事務局	事務局長	西田 幸生
"	主幹	鵜鷹 一成
"	事務吏員	加嶋 良輝

○出席市長部局 (1名)

産業振興課	係長	尾塩 昌昭
-------	----	-------

議 事 内 容

事務局

皆さん、おはようございます。第11回高砂市農業委員会総会を開催させていただきます。本日は1名欠席しておりますが、過半数に達しておりますので、総会は成立しております。

本日提案させていただきます議案でございますが、高農議第24号～25号の5件、報告第33号～35号の5件、併せて10件でございます。議事進行につきましては、会長をお願いいたします。

議 長

皆さん、おはようございます。(時候の挨拶) それでは第11回高砂市農業委員会総会を始めます。議事に入る前に、本日の議事録の署名委員を指名順により
11番 松本 眞実子委員、及び 13番 杉田委員よろしくをお願いいたします。

それでは、議案書に基づき進めてまいります。

高農議第24号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議のこと」を議題といたします。

事務局説明願います。

事務局

高農議第24号は、農地法第5条第1項の規定による許可申請審議で、2件ございます。

(高農議第24号 1番を読み上げる)

別添調査書のとおり、農地法第5条第2項各号には該当しません。以上のことから、許可要件を満たしていると考えます。

議 長

申請番号1番について、事務局の説明が終わりましたので、小委員会の補足説明をお願いします。

12番

農地の現状を説明しますと、長方形で田んぼをするのに適した田となっておりますが、耕作されておらず、草が生い茂っている状態です。今後も所有者は耕作の意思がないため、農地を譲渡したという経緯となります。譲受人は、草刈りを年に3回すると約束をしてくれております。

南側は住宅があるため、太陽光の反射を考慮し、反射光対策スペースを設けるとともに、今までの事例ではありませんでしたが、メンテナンス作業スペースと駐車スペースを設けております。メンテナンス作業スペースと駐車スペースの草刈りについては、事務局から草刈りをするように説明し、了承をもらっています。

また、駐車スペースに他人が勝手に車両を止めないようにするために、ロープを設置するなどするように譲受人に指導し、それについても了承をもらっています。

その他については、事務局の説明通りで問題ありません。小委員会では承認しました。

議 長

補足説明が終わりました。ご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。

3 番

私は、申請地の農会も兼任しております、譲受人が農地転用に関し、地元農会長の同意の書類に押印を求めて訪ねてきました。訪問時に転用に関して説明を受けましたが、十分に理解できなかったこともあり、会社概要がわかる書類を求めるとともに、6軒ある地元住民に対し説明と案内を求めることを押印の条件とし、帰っていただきました。次に訪問に来た際には、1回目の訪問時に求めた書類を持参し、地元住民に対し説明をしたと言いましたが、事前に6軒ある地元住民に話を聞いており、3軒は説明をしていましたが、その他については説明をされていないことを確認していたため、全ての地元住民に説明することが押印の条件であることを伝え、帰っていただきました。再度訪問された際には、十分な資料を持参され、日照権や騒音、草刈りなどの各種問題をクリアされていたことがわかったため、申請地に関しては問題ないと判断をし、同意書に押印をしました。

しかし、その他譲受人が太陽光発電施設を設置した農地を確認したところ、草刈りが十分に行えていない農地があったため、保全管理を十分にするように指摘し、また草刈りの時期について、9月と11月に草刈りをするように依頼しました。

また、設置に関する説明と設置後の対応が記載された文書を農地転用の申請書に添付するように依頼しました。

議 長

その他、ご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。

各委員

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議の声がありませんので、高農議第24号申請番号1番は承認されました。よって、許可相当の意見書を添付して、県に進達することに決定します。続きまして、申請番号2番について事務局説明願います。

事務局

(高農議第24号 2番を読み上げる)

別添調査書のとおり、農地法第5条第2項各号には該当しません。以上のことから、許可要件を満たしていると考えます。

議 長

申請番号2番について、事務局の説明が終わりましたので、小委員会の補足説明をお願いします。

2 番 1 1 月 2 1 日に小委員会で現地を確認しました。申請地の周囲は耕作をされておりましたが、申請地は農地の保全管理が出来ていない状態でした。転用の計画は周囲の耕作に影響が出ないように擁壁などの対応をすることとなっており、周辺に学校があるため、通学の時間帯は工事車両が通らないなどの配慮をする計画となっていました。

その他については、事務局の説明通りで問題ありません。小委員会では承認しました。

議 長 補足説明が終わりました。ご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。

9 番 農地法第 5 条調査書の中で、「市街地からの距離 1 0 4 m、農地の集団規模 6 ha であり第 2 種農地である」とありますが、市街地とはどこからの距離ですか。また、農地の集団規模とはどの範囲を言うのですか。

事務局 申請地から近接している市街地からの距離と申請地が位置する一体となっている農地の面積を言います。

9 番 市街地からどれだけ離れたら近接と言えなくなるのか。

事務局 市街地から約 5 0 0 m 以内が基準となってきます。

議 長 その他、ご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

議 長 異議の声がありませんので、高農議第 2 4 号申請番号 2 番は承認されました。よって、許可相当の意見書を添付して、県に進達することに決定します。続きまして、高農議第 2 5 号「非農地証明願出のこと」を議題といたします。事務局説明願います。

事務局 高農議第 2 5 号は、非農地証明願出のことで、3 件ございます。
(高農議第 2 5 号 1 番～3 番を読み上げる)

申請番号 1 番～3 番の農地については、隣接した場所に位置しております。申請人は、兄弟がそれぞれを申請しており、申請に至った経緯は、現状が農地ではなく山林化しており、所有者も高齢なため農地に復元することが困難であることが経緯です。隣接した農地を一斉に申請しているが、全ての農地が非農地と証明されてなくても申請を取り下げることはないと申請人より言われております。

農地の現状については、申請番号2番、3番の農地は竹が茂っており、農地に復元することが困難な印象がありますが、申請番号1番の農地については、果樹が植えられ、保全管理がされた形跡があることを現地確認にて確認しました。

- 事務局 事務局の説明が終わりましたので、小委員会の補足説明をお願いします。
- 10番 11月21日に小委員会にて現地確認を行いました。申請番号2番、3番の農地については、資料で見ると竹が生い茂っており、農地に復元することが困難であると思います。申請番号1番の農地は、少し手を入れれば畑として利用することが可能であると思います。
- その他については、事務局の説明通りで問題ありません。小委員会では承認しました。
- 議長 その他、ご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。
- 9番 申請地のような農地は市内に他にもあるかとは思いますが、指導等はされたりしますか。
- 事務局 特にはしません。
- 議長 申請人は高齢ですか。
- 事務局 確認しておりません。
- 12番 非農地と判断する基準となってくることを考慮し、判断した方がよい内容かと思えます。
- 事務局 非農地証明書を交付するためには、厳重な審査を行い、明らかに農地法上の農地でないと認められる場合に限られるため、慎重な審査をお願いいたします。
- 9番 申請番号1番の農地は今年に草刈りをしているのですか。
- 12番 確認はしておりませんが、下草は他と比べて伸びておらず、土が見えている所もありました。
- 議長 その他、ご意見、ご質問はございませんか。
- ないようでしたら、高農議第25号非農地証明願出のことについて、採決をいたします。
- 申請番号1番について、許可する方は挙手願います。
- (0人挙手)

許可しない方は挙手願います。

(13人挙手)

申請番号2番、3番について、許可する方は挙手願います。

(13人挙手)

採決の結果、高農議第25号非農地証明願出のこと、申請番号1番は、許可0人、不許可13人ということで不許可となりました。

申請番号2番、3番については、許可13人、不許可0人ということで許可となりましたので、非農地証明書を交付することとします。

事務局

非農地証明願出の不許可の理由としては、農地に復元することは可能であると
し、申請人に通知いたします。

議長

続きまして、報告第33号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」を報告
いたします。

事務局、説明願います。

事務局

報告第33号は農地法第3条の3第1項の規定による届出で、2件ございま
す。

9番

(報告第33号 1～2番を読み上げる)

事務局

事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。

各委員

なし

議長

続きまして、報告第34号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出にか
かる専決処理報告のこと」を報告いたします。事務局、説明願います。

事務局

報告第34号は農地法第5条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処
理報告のことで、2件ございます。

(報告第34号 1～2番を読み上げる)

議長

事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。

各委員

なし

議長

続きまして、報告第35号「農地法第5条許可の取消について」を報告いたし
ます。事務局、説明願います。

事務局

報告第35号は農地法第5条許可の取消についてのことで、1件ございます。

(報告第35号 1番を読み上げる)

事務局

事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。

各委員

なし

議長

以上を持ちまして本日の総会に付託されました議案はすべて終了いたしました。ご承認いただきましてありがとうございます。

(以 上)

終了時刻 午前10時55分

議事録署名委員

松本 眞実子 委員

杉田 住夫 委員